諏訪地域の介護保険利用者等の入退院に関する医療・介護の情報共有例(実施主体別一覧)

A 入院前から介護サービスを利用している方の場合

時系列	病院の担当者の役割	ケアマネジャー又は入所施設担当者、訪問看護ステー ション担当者の役割	本人・家族の役割
在宅時		○(ケアマネは) <u>本人・家族に入院セットの準備と、</u> 入院時の入院セットの持参及び電話連絡を依頼	○ <u>入院セット(医療保険被保険者証、介護保険被保</u> <u>険者証、担当ケアマネの名刺、かかりつけ医の診</u> <u>察券、お薬手帳)を準備</u>
入院時	【入院後速やかに(出来れば3日以内)】 ○本人・家族から(入院セット)の提示を受け、 <u>介護</u> 保険の利用の有無を確認した上で、本人・家族に 担当のケアマネへ連絡(※)をするよう依頼 ※連絡が困難な場合は病院担当者	【入院の連絡を受けたら速やかに(出来れば3日以内)】 ○ 病院担当者に入院前の医療・介護情報(別紙3 − 1「利用者情報共有シート」)を提供 (持参、郵送、FAX等)	【入院後速やかに】 ○ <u>ケアマネ又は入所施設の担当者に入院をしたこ</u> と、病院・病棟、入院理由等を連絡(電話)
	○ <u>入院前のかかりつけ医に入院したことを伝え、</u> <u>診療情報提供書の提供(※)を依頼</u> (電話等) ※かかりつけ医の指示(紹介)による入院の場合は省略	※訪問看護ステーションは利用がある場合	
	○ケアマネ又は入所施設の担当者に本人の入院中の 容体や不安に感じていること、退院後の生活意向を 情報提供(電話等)	○本人・家族・病院担当者から入院中の容体や不安に感じていること、退院後の生活意向、病状等について聞き取り(面談又は電話等)	
転院時	【転院後速やかに】 ○本人・家族にケアマネ又は入所施設の担当者へ 転院したこと、病院名・病棟、転院理由等を連絡 (※)するよう依頼 ※連絡が困難な場合は病院担当者		【転院後速やかに】 ○ <u>ケアマネ又は入所施設の担当者に転院したこ</u> と、病院名・病棟、転院理由等を連絡(電話等)
	○(転院先病院は)かかりつけ医に連絡し情報共有に 努める		
	○転移元の病院は、転院までの間にケアマネ等から 得た情報を、転院先の病院に引継ぐ(転棟の場合も 同様)		

時系列	病院の担当者の役割	ケアマネジャー又は入所施設担当者、訪問看護ステー ション担当者の役割	本人・家族の役割
退院見込時	【退院見込みが決まったら速やかに(出来れば1週間前まで)】 ○(本人・家族、又は病院担当者は) <u>かかりつけ医、</u> ケアマネ又は入所施設の担当者に退院予定日、病 <u>状・治療状況、ADL等を連絡</u> (電話)		【退院見込みが決まったら速やかに】 ○(本人・家族、又は病院担当者は) <u>かかりつけ医、</u> <u>ケアマネ又は入所施設の担当者に退院予定日、病</u> <u>状・治療状況、ADL等を連絡</u> (電話)
	【退院見込みが決まったら速やかに】 ○病院担当者、ケアマネ、介護サービス事業者、かた ケアプランの見直し、退院後の支援方針を決定(入 シートの入院前のADLに変化「移動、食事、排泄、 ※かかりつけ医が出席できない場合は、かかりつけ からかかりつけ医に支援方針を連絡する等、情報共祝	院前と状況の変化がある場合等(利用者情報共有 入浴、理解」等) 医から指示書等により意見を聴取するほか、退院前	
退院時	【受診時又は退院後速やかに】 ○本人・家族にかかりつけ医へ診療情報提供書を 提出するよう依頼(※1)		【受診時又は退院後速やかに】 ○ <u>かかりつけ医に診療情報提供書を提出</u> (持参)
	○ <u>本人・家族にケアマネ又は入所施設の担当者へ</u> 入院中の看護情報(別紙3-2「退院情報提供シー ト」(※2))を提出するよう依頼(※1)		○ <u>ケアマネ又は入所施設の担当者に入院中の看護</u> 情報(別紙3-2「退院情報提供シート」(※))を 提出(持参、郵送、FAX等) ※既存の看護サマリーによる提供も可
	○かかりつけ医から看護情報(※2)の提供依頼が あった場合は直接情報提供		
	※1 連絡が困難な場合は病院担当者が提供(持参、郵送・FAX等) ※2 既存の看護サマリーによる提供も可、短期入院や入院前と容体に変化が見られない場合は省略可		
退院後		【退院後速やかに】 ○(ケアマネは) 居宅サービス事業所、病院、かかり つけ医にケアプラン(確定版)を提供 、及び退院後の 生活情報を伝達(持参、郵送)	
療養期	○ケアマネ、入所施設の担当者、病院、かかりつけ (電話、訪問等)	医は、本人の容体の変化等について相互に情報共有	

B 入院前は介護サービスを利用していないが、退院後は介護サービスの利用が見込まれる方の場合

時系列	病院の担当者の役割	ケアマネジャー(予定者) 又は 地域包括支援センター等担当者の役割	本人・家族の役割	
入院時	【入院後速やかに】 〇本人・家族への聞き取りや地域包括センター等 に問い合わせ、介護サービスを受けていない方で あること、及び主な支援者(キーパーソン)を確認 (面談)			
入院中	【介護が必要と認められた段階で】 ○本人・家族に介護保険制度の概要説明と、介護サービスの利用希望(在宅か、施設入所か等)や、退院後の生活意向を聞き取り(面談) ※B・Cケースに該当する患者の基準(別紙4)に基づき、退院調整が必要かどうかを判断			
退院見込時	【退院見込みが立ち次第速やかに(出来れば1週間前まで)】 ○本人・家族に居宅介護支援事業所又は地域包括 支援センター等へ退院予定日、病状、治療状況、 ADL等を連絡(※)するよう依頼 ※連絡が困難な場合は病院担当者	【連絡を受けて速やかに】 ○本人・家族に介護保険制度を説明し、介護サー ビスの利用希望(在宅か、施設入所か等)を聞き取 り、併せて要介護認定申請の手続きを支援(面談)	【退院見込みが立ち次第速やかに】 ○ 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター 等に退院予定日、病状、治療状況、ADL等を連 <u>絡</u>(電話)	
以降は「A 入院前から介護サービスを利用している方の場合」と同じ手順				

C 退院後に介護サービスの利用は見込まれないものの、地域による見守りや相談等が必要と見込まれる方の場合

時系列	病院の担当者の役割	地域包括支援センター等担当者の役割	本人・家族の役割
入院時	【入院後速やかに】 ○本人・家族への聞き取りや地域包括センター等 に問い合わせ、介護サービスを受けていない方で あること、及び主な支援者(キーパーソン)を確認 (面談)		
入院中	【地域による見守りや相談等が必要と認められた段階で】 ○本人・家族に地域による見守りや相談等の支援 策について説明のうえ、地域包括支援センター等 へ連絡(※)するよう依頼 ※連絡が困難な方の場合は病院担当者 ※B・Cケースに該当する患者の基準(別紙4)に 基づき、退院調整が必要かどうかを判断		【地域による見守りや相談等が必要と認められた段階で】 ○地域包括支援センター等の担当者に退院予定日、病状、ADL等と地域による見守りや相談等について連絡(電話)
退院後		○本人・家族に見守り・相談等の支援(面談、電話等)○必要に応じて本人の様子、相談内容等を病院やかかりつけ医に伝える	